

**公共調達適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	あいらん労働センター電動シャッター改修工事 大阪市西成区萩之茶屋1-3-4 26.8.4~26.9.20	支出負担行為担当官 大阪労働局 総務部長 田中 仁志 大阪府中央区 大手前4-1-67	26.8.4	東洋シャッター株式会社 関西西メンテサービス支店 大阪市淀川区田川北3-2-4	別紙1のとおり	4,536,000	4,428,000	97.6%					

契約件名及び数量	あいりん労働センター電動シャッター改修工事
随意契約によることとした理由	<p>あいりん労働センターの電動シャッターを確認したところ、一部のチェーンのローラーリンクのプレートが錆による劣化で外れており、また、他のシャッターにおいても著しい劣化のため、いつシャッターが落下してもおかしくない状況あることが判明した。シャッターの重みは約1100kgあり、人がシャッター下部を通行中にシャッターが落下すると人身事故につながる恐れがあり非常に危険な状況である。シャッターのチェーンは、シャッターの重量、歯車の数等によりそれぞれ異なるため、製造したメーカー及び保守業者以外現在使用しているシャッターのチェーンの仕様を有しておらず、また、仮に他の業者が特注で製作するにしても、シャッター、電動開閉器、歯車、現在のチェーンの仕様、耐久性等を調査する必要があり、調査確認に相当の日数を要してしまう。そのため、シャッターの製造者であり保守業者である東洋シャッターに確認すると、改修工事をすぐに行うことが可能であるとの回答を得ることができたため、会計法第29の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	